

第111回 新宿区住居表示審議会

平成30年5月31日(木)
榎町地域センター 多目的ホール

新宿区振興部地域コミュニティ課住居表示係

第111回新宿区住居表示審議会記録

午後2時開会

－開会－

●会長

それでは、時間になりましたので始めさせていただきます。

本日は、市谷薬王寺町の地域についての審議会です。時間の問題がありますので、質疑や、意見については、簡素にお願いをいたします。

これより、第111回新宿区住居表示会議を開催いたします。

まず、定数の確認ですが、この審議会は、合同の審議会ですので、基本委員14名、市谷薬王寺町地域毎の委員10名の計24名で、構成されております。本日は19名になりますので、会議は有効に成立しております。

それでは、吉住区長より挨拶をお願いいたします。

－区長挨拶－

●区長

皆様こんにちは。

本日はご多忙のところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。ご紹介いただきました、区長の吉住でございます。

今回の議題は、市谷薬王寺町地域におけます住居表示の実施でございます。

前回の平成29年10月5日に実施した審議会では、四谷本塩町の住居表示実施について報告を受けました。また、四谷三栄町地域における住居表示の実施素案について答申を受けました。現在、四谷一丁目の住居表示の実施素案について検討を進めているところでございますが、市谷薬王寺町についても趣旨普及に取り組んでまいりました。

市谷薬王寺町地域では、平成29年11月以降、町会役員会での説明、住居表示ニュースの発行、地域説明会の開催と住居表示の検討に向けた、準備を進めてまいりました。

本日の審議会では、市谷薬王寺町の住居表示実施素案を検討する地元委員の委嘱と諮問を行いたいと考えています。

新宿区の住居表示につきましては、合理的でわかりやすいこととともに、地域の歴史的沿革や町のコミュニティへの影響等も十分に考慮しながら、進めていきたいと考えております。

審議会では、それぞれのお立場から積極的なご意見を頂ければと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

－資料確認－

●会長

区長、ありがとうございます。それでは、最初に事務局より資料の確認があります。よろしくおねがいします。

●事務局

地域振興部地域コミュニティ課長でございます。よろしくお願いたします。早速ですが、本日皆様のお手元にお配りしております、資料の確認をさせていただきます。

まず、本日の次第がございます。

それから、資料1と記載しております、新宿区住居表示審議会条例。

そして、資料2 新宿区住居表示実施図。

そして、資料3 新宿区住居表示審議会基本委員名簿。

資料4 市谷薬王寺町地域地元審議会委員名簿。

資料5 市谷薬王寺町地域住居表示ニュースの第1号から第4号まで。

資料6 趣旨普及の取り組み状況。

そして、議題2の住居表示の検討の進め方も、併せて机上配付しています。

また、本日の議題1に掲げております、市谷薬王寺町地域における、住居表示についての実施素案について（諮問）という資料もございますが、こちらは、後ほど、皆様のところにお配りさせていただきます。よろしくお願いたします。

今回の審議会につきましては、まず市谷薬王寺町地域住居表示地元審議会委員の委嘱式を行います。

そのあと、基本審議会の委員の紹介をさせていただきます。

そして、区長から市谷薬王寺町地域の住居表示について諮問をしていただきます。

最後に市谷薬王寺町地域の取り組み状況、そして、進め方について、事務局より説明をしまして、皆様からの質疑応答をいただきまして、この合同審議会を終了すると、そういった見通しとなっております。

それでは、会長、引き続き進行をよろしくお願いをいたします。

—委嘱式—

●会長

それでは、引き続き、地元委員の方の委嘱式を行います。事務局、お願いします。

●事務局

はい。それでは、ただいまから、市谷薬王寺町地域の地元委員の方の委嘱式を行います。

私から、地元委員の方々のお名前をお一人ずつお呼びいたしますので、区長から委嘱状をお受け取りいただければと思います。

まず、町会推薦、〇〇様。

●委員

はい。

●区長

委嘱状、〇〇様。新宿区住居表示審議会委員、市谷薬王寺町地域地元委員を委嘱します。委嘱期間、平成30年5月31日から市谷薬王寺町地域審議終了まで。

平成30年5月31日、新宿区長、吉住健一。

よろしく願いいたします。

(以下、委嘱式。省略)

●区長

ただ今、市谷薬王寺町地域の地元委員の委嘱をさせていただきました。

皆様には、地元の代表として委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。

地元委員の皆様からの貴重なご意見を反映させ、地域にふさわしい実施素案をまとめていただきたいと思います。

私は、皆様の地域が住居表示の実施により、初めて訪れる方にもわかりやすい、また、様々の緊急の時にも、すぐにたどり着ける、安全・安心なまちになっていただければと、願っております。

どうぞよろしく願いいたします。

—基本委員紹介—

●事務局

区長、どうもありがとうございました。

それでは、これを持ちまして、市谷薬王寺町地域の住居表示地元委員の委嘱式を終了いたします。

それでは引き続きまして、事務局から基本委員の紹介をさせていただきます。お手元に、基本委員の名簿を配布しておりますので、ご参考までにご覧いただければと思います。

まず、こちらの、基本審議会の会長でございます。

●会長

よろしく願いいたします。

(以下、基本委員紹介。省略)

●事務局

以上で、基本審議会の委員の紹介を終了いたします。

それでは、会長、引き続き進行をお願いいたします。

－議題1 市谷薬王寺町地域における住居表示の実施素案について（諮問）－

●会長

はい。それでは、議題1に入ります。

市谷薬王寺町地区の住居表示について、事務局から諮問文の写しを配布しているところですが、区長から諮問をお願いいたします。

●区長

新宿区住居表示審議会会長様、新宿区長、吉住健一。

市谷薬王寺町地域における住居表示の実施素案について、合理的でわかりやすいまちの区域を設定し、歴史的な沿革や地域コミュニティへの影響を考慮した住居表示を実施するため、市谷薬王寺町地域における住居表示の実施素案について諮問します。

よろしく願いいたします。

●会長

ただ今、区長から、市谷薬王寺町地域の住居表示の実施素案について、諮問を受けました。

この諮問をもとに、市谷薬王寺町地域の住居表示の実施素案について、検討していくこととなります。

ここで申し訳ございませんが、区長は次の会議のため、離席することとなります。

区長ありがとうございました。

－報告1 市谷薬王寺町地域での趣旨普及の取り組み状況について－

●会長

それでは、報告1に入ります。

ただ今の諮問に関連して、これまでの市谷薬王寺町地域での取り組みについて、事務局から報告をお願いいたします。

●事務局

はい。それでは、皆様にお配りしている資料6、趣旨普及の取り組み状況というタイトルの資料をご覧ください。

こちらの資料に沿って、説明をさせていただきます。

市谷薬王寺町の地域につきまして、昨年11月25日に、町会の役員様に、私ども事務局の方から、住居表示について説明をさせていただきました。

内容として、住居表示制度というものが、なぜ行われているのか、住居表示による実際のメリット等について、説明をさせていただきました。

その後、年があげまして、1月16日になりますが、こちらの資料5としてお配りしております、住居表示ニュースの第1号の配布を、地域の方にさせていただきました。

こちらの住居表示ニュースについては、全戸配付をさせていただいておりますので、地域の皆様が、必ず漏れなく手に取っていただくような形で、配付をさせていただいております。

続いて、1月18日に住居表示ニュースの第2号を配付いたしました。こちらの方ですね、住居表示説明会を開催するということの周知を、このニュースをもって、させていただいていたところでございます。

その後、2月3日、2月4日、2月5日の3日間で、防災センター、地域の施設を使って、住居表示の地域説明会を開催しました。

出席者につきましては、3日間で50名の方が、いらっしゃいました。

私どもの方から、住居表示制度がなぜ誕生したのか、そして、現在の薬王寺町の住所の状況と、その課題、また住居表示をどのように実施していくのか、住居表示を実施することによってどのような効果があるのか、住居表示実施にともなう新たな手続きとはどのようなものがあるのか、そうしたところを中心に説明をし、ご質疑をいただきました。

その後、2月13日に住居表示ニュースの第3号を配付いたしまして、この住居表示説明会での、質疑応答を記載したものを中心に皆様に周知をさせていただきました。

それから、2月16日、住居表示ニュースの第4号を配付いたしまして、こちらでは、本日、委嘱をさせていただきましたが、住居表示地元審議会委員の募集、というところを中心に、周知をさせていただきました。

そうした取り組みを経て、本日、5月31日、新宿区住居表示審議会を開催している、そういった経過でございます。

非常に簡単ではございますが、説明は以上でございます。

●会長

はい、どうも、ありがとうございます。

今の事務局からの説明に、質問のある方はいらっしゃいますか？

はい。

●委員

たしかに、この住居表示ニュースを配付してもらいました。あるいは、説明会を三回行いましたものを、配付しておりますが、私どもの町は、人口が約3,000人。1,800所帯あります。

50人の出席という、2%ぐらいの人しかこれに、関わってないということなので、大半の町民は住居表示が何かしてるな、という程度のことしかわからないですね。

それで、今日、はじめてこういう審議会に出まして、ちょっとご質問したいこともあったのですが、この審議会条例を読みますと、3条4項では、地元委員は、当該特定区域に関する事項のみ、ということで、全般的なことについては質問できないのでしょうか。

●事務局

お答えします。

基本的に地元審議会では、市谷薬王寺町の具体的な方法、どのように、住居表示の内容を、進めていくかという「素案」と私どもは呼んでおりますが、どのように住所の番号を付けていくか、あるいは町の境をどうするのか、そうしたところを中心にご審議いただく審議会になります。

ただ、地元審議会だからと言って、当該地域だけということではなくて、例えば、住居表示制度全般について、何かご意見、ご質問があれば、もちろん、地元審議会の中でも、ご議論いただくということは、実際にございます。

●委員

わかりました。

続いては、ちょっと、2、3質問したいことがございます。

一点目はですね、昭和37年の5月に、住居表示に関する法律というのが施行されまして、以来、もう50数年たっております。

東京23区のうち、大半の区では、もう終了して、新宿区だけではございませんけれども、新宿区は遅れているということを知っております。

この、遅れているという理由はなんなんだ、というのが第一点です。

それから、二点目ではですね、この、法律で決まっていたら、特例とか例外が無いのであれば、法の定めるところによってですね、粛々と作業を進めればいいんじゃないかなと、こういう風に思うわけです。

審議会を作ってますね、その答申があったから決めましたという形をとりま

した。

必ず発生すると思いますけれども、不平不満というのは、番地が変わるわけですから、多かれ少なかれ出てくると思うんです。

その時に、行政側は、おたくの町の、子孫が入ってる審議会で決めたんだよという、そういう隠れ蓑にされたのではですね、私たちは、この住居表示問題に対して真摯に取り組もうとしているところですから、それについては、ご勘弁願いたい、ということをお願いしたい。

あと、細かいところはありますけども、とりあえず、私からは質問は以上です。

●事務局

はい。ありがとうございます。

まず、新宿区の住居表示の進捗状況のところのご質問にお答えします。

新宿区では、住居表示の実施率が約76%ということで、23区中下から2番目と、残念ながらそういう状況で、千代田区の次に遅れている、という地域ではございます。

なぜ、ここまで住居表示が遅れていたか、というところでございますが、新宿区は、歴史ある町の成り立ち、それから、地域の実情や実態を尊重しまして、なるべく時間をかけて地域の方に説明をし、丁寧に住居表示の趣旨普及に取り組んできた、というところがございます。

行政が、基本的に住居表示の内容を決めていく、それを、地域の方にご説明する、というのではなくて、こうして、地元審議会を立ち上げ、また、何回も説明会を重ねてご理解をいただきながら進めていきたいと、いうところがございます。

そうした時間をかけて、丁寧に進めていくこともあり、若干、新宿区の住居表示が遅れているという、ところです。

また、町の名称についても、住居表示を実施する際には、従来の町名とするのか、町の歴史、伝統、文化を踏まえ、由緒ある町名とするのか等を検討します。

そして、平成25年には実施する際の町の境界、範囲について新宿独自のルールというのを議論し、策定しました。そのようなこともあり、私どもも大変申し訳ないのですが、実施への取り組みについては100%に届いてないというところについては、反省するところも多いのですが、そういう状況が、現在の新宿区の住居表示が遅れている、ということでございます。

住居表示の実施については、地元審議会の委員の皆様にご議論していただいて、具体的な街区割、住居番号の付け方等の細かいところを含めて、皆様に議論して戴くわけでございますが、決して、住居表示審議会が独断で決めたんだ、ということではなくて、私ども区が、責任をもって、地域の皆様に説明をしていくと、いう考えで臨んでおりますので、その点については、私どももしっかりと、責任

を果たしていきたいという風に考えております。
以上です。

●会長

他に質問がある方、いらっしゃいますか。

●委員

住居表示の実施は昭和40年にスタートしたとこのことですが、何ゆえに現在まで町内住民に本件を広報せず、実施にあたっては2年位という期間なのかご説明願いたい。

先日の事前説明会の出席者は50名、ご近所でも本件について知らない方がおり、町内全域に開催案内、住居表示ニュースが配付されているか疑問です。

審議会が開催されるごとにその都度、広報活動を徹底することが「丁寧な説明」のひとつになると思いますし、住居表示の実施の場合、円滑に進めるためにも重要なことではないでしょうか。

●事務局

はい、どうもありがとうございます。

今日皆様にお配りした、新宿区住居表示実施図という地図がございますが、こちらをご覧いただきますと、この地図の左下のところに、住居表示実施状況一覧ということで、これまで新宿区が実施してきた住居表示の、新たな町の名前と実施年月日が時系列で記載をされております。

昭和37年に条例を作りまして、その後、昭和40年の8月1日に最初の住居表示の実施が始まり、直近では平成29年9月19日の実施まで書いてあるわけでございます。

この表右に、平成2年11月2日にいくつか住居表示実施した後、平成14年まで、かなり空白があります。

ここの空白については、実施後の町境を道路等にしなければならないため、実施前後の町境が変更されることが、地域の方々の同意を得ることが出来なかったところでありました。

しかし、そうはいつても、昭和37年の条例制定からここまで、こうした形で、住居表示が進んでこなかったというところは、全く、我々も反省すべきところだという風に私、認識しておりますので、こちらの薬王寺も含めて、スピード感をもって、今後やっていきたいと思っております。

それから、先ほど、区民の方への周知、というところでございますが、住居表示ニュース全戸配付を、手分けして行っております。

ただ、それでも、実際に説明会のことであるとか、住居表示の趣旨については、

まだまだ知らないよ、という方もいらっしゃるし、そうしたことが行われていること自体、まだ、理解していただけない方もいらっしゃいますが、そこについては、住居表示ニュースのですね、体裁というか、そうしたものも含めて、ちょっと、こちらの方で、より多くの方に関心を持っていただけるような工夫を、これから続けていきたいと、いう風に思っております。

以上です。

●会長

どうぞ。

●委員

ちょっとご質問なんですけど。薬王寺町は、土地を分割した段階で地番の後の枝番がランダムに分かれたんですね。

相続でこれからもまだ、薬王寺町には分割する方が、周りにも、大分おいでになるんですよね。

そういう場合は、どういう風な基本的な考え方、どう、どこをどういう風にやってくるのか、ちょっとご説明ください。

●事務局

地番……今、薬王寺町では、所謂、土地につけられている地番を使って、住所を示されていると思いますが、住居表示というものは、住所の表し方を一定のルールに沿って、建物に番号を振っていくようなことになります。

未実施地域では、土地の分筆や、合筆等で地番が飛んで行ってしまったり、消えてしまったりと、というようなことが実際行われて、住所がわかりづらいのですが、住居表示は街区として、町全体を、いくつかに分け、さらに、ちょっと細かくなりますが、その街区の周囲を15メートルおきに、何号という番号で区切ります。

そういう一定のルールで、建物に付番をしていく。そういうものでございますので、土地の分筆、合筆によって、そこでまた住所が、わからなくなるというようなことなく、規則的な順番を決めていく、というようなものです。住居表示を実施することにより、町がわかりやすくなる、ということでございます。

－議題2 住居表示の検討の進め方について（案）－

●会長

他にございませんでしょうか。

無いようでしたら、次に進めさせていただきます。

それでは、議題2の住居表示の検討の進め方に進みます。
事務局よりよろしく願いいたします。

●事務局

はい。それでは、引き続き、説明をいたします。

次の資料の住居表示の検討の進め方というものでございます。

本日の、基本審議会のところで、区長から、住居表示の実施について、諮問をいただきましたので、今後、なるべく早い段階で、地元審議会を開催いたします。

地元審議会では、市谷薬王寺町の町境、実施する地域を決めていただいたり、具体的な番号のつけ方について、ご議論いただきます。

それから、住居表示実施後の町の名称についてもご議論をいただきまして、そして、素案を策定いたします。

その素案を策定しましたら、また、改めて、地域説明会を開催いたしまして、その素案について、地域の皆様に内容を説明します。

そこで、皆様から、その素案に対して、様々ご意見をいただくとお思いますので、そうしたご意見を踏まえて、また改めて地元審議会を開催し、市谷薬王寺町地域の住居表示の実施素案というものを確定させていく予定でございます。

そして、そうしたことを経まして実施素案を確定させた後、改めて、こうした合同の基本審議会を開催いたしまして、区長に審議会から答申をいたします。

そして、答申の後、区議会の方で議決をいただきまして、そして実施に移っていくと。

そのようなステージを経て、進めていく予定でございます。

今後、実際に素案の策定、それから、議会への議案の提出と、いうところになりますと、早くて1年、もしくは1年半と、いうようなところになるのでは、と想定しておりますが、こちらについては、今後の議論の進捗や、それから、地域への説明の状況によって、前後するかと思います。

大体、これまでの住居表示の進め方ですと、そういった、進捗で進んでいくと、いうように理解をしております。

よろしく願いいたします。

●会長

ただいまの、事務局からの説明に、質問やご意見がある方は、いらっしゃいますか。

はい。

●委員

僭越ながら、私、アドバイザーとして、今回も含め、幾つかの地域の地元審議

会に参加させていただいております。

それで、そこで地元審議会の委員の方々の熱心な議論を、間近で拝見させていただいてる、聞かせていただいている、それぞれ大変良い実施素案を検討され、住居表示の実施が行われた。

少なくとも現在行われているところでは、とみに、ここ数年、数年のところです、いい状態が行われてるんだと思うんです。

で、本日、市谷薬王寺町地域の、薬王寺町ですね、地域の審議会の、地元委員の委嘱が行われまして、今回の委員の皆様が、今もお話しの様に、熱心な意見を出されまして、また、それが交わされることになると思うんですが、実施についていろいろなことが検討されると思います。

前回、住居表示実施ではですね、平成29年の9月……19日に四谷本塩町、これは丁度、四ツ谷の駅から、防衛省の方へ入る道すがらのところでございますけれども、本塩町が実施されました。

この、四谷本塩町においてなんですけれども、住居表示を実施したことについて、色々、何か、意見を聞かれたり、こういうのは困ったよ、こういうことは良かったよ、というようなお話がもしございましたら……聞かせていただきたいな、と。

それをまた、それを良い意味で活かして、ここの場で持っていければ、よろしいのではないかと。そんな風に思いますので、いかがでございましょう。

●事務局

はい、ありがとうございます。

四谷本塩町で昨年、9月に実施をしまして、その後、町の地域の方から、ご意見等いただいておりますが、概ね、住居表示の実施については、好意的に捉えていただいているかと思えます。

非常に、町が、建物に住所がついたことで、規則的でわかりやすくなった、ということや、外から四谷本塩町を訪れた方も、街区案内板というものをつけて、住所の特定が非常にしやすくなった、というような好意的なご意見をいただいているところでございます。

●委員

すみません。

住居表示の実施がすでに、70%以上実施されており「好評である」とのことですが、住民のアンケートなどで調査確認をしているのでしょうか。

ご説明では目標としてのメリットのみの紹介ですが、住民にとってデメリットもあるはずで、すでに実施された地域では、実施に伴い多くの事案が発生したと思えます。

発生した課題と行政の対策、その結果について開示公表していただきたい。できるだけ目に見える、想定できる状況で議論させていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

●事務局

はい、ご意見ありがとうございます。

区の方で、実施した後に、地域の方にアンケートで、色々ご意見を伺うということは、これまでやってはきておりませんが、その実施した区域の町会長の方や、それから、町会の役員の方には、直接お話を聞く機会がございます。

そうしたところで、先ほど申し上げたような、住居表示をやって、非常に有意義だったという話は聞いているところでございます。

ただですね、実際に住居表示を実施することによって、例えば、金融機関の手続き、免許証の手続き、そうしたものについては、区が行うことができませんので、区民の皆さまが実際にやっていただいています。

そういった手間をおかけするということは実際にはございますし、今後の私どもの方で、今、ご意見いただいたように、実施した区域で、こういったご意見があったのかというところを、整理をしまして、皆様にも、そのような議論の素材にさせていただけるような努力をしていきたいと考えております。

●会長

はい。

●委員

うちの地域はですね、昭和40年に、もう、新宿区の中でトップですね。

下落合の方で、住居表示が実施になりまして、そのとき、まだ私は中学生だったので、どのように良くなったのか、よく分かりませんでした。反対に、今、町会長をやってますしね、細かく区割りされることによって、何が一番良くなってきたかというところ、今日は消防署の方が見えてますから、救急隊なんかで、特に、一番感じられると思います。

119番に電話すると、何番何号ですか、と細かくよく聞きます。そういうのが、たぶん消防署のほうで、凄く、よくなったかな、というふうに思われる。

今日、消防署の署長さんいらっしゃってるので、そのままお聞きしたいんですけど。

●牛込消防署

牛込消防署でございます。

ただいま、救急の話が出ましたが、救急件数ご存知のとおり右肩上がりで、今

増えている状況ですので、東京消防庁の全救急隊にGPSがついています。

動態監視をしているセンターが大手町にありまして、そこで地図上に、全隊の位置が表示されております。

救急の現場に一番近い隊を出場指令させてますので、例えば、牛込消防署管内で救急要請があった場合も、うちの隊が行くとは限らないんですね。

たとえば、うちの隊が、杉並に行ったりするとか、というふうに、かなりランダムになっておりまして、どこの救急隊がその指令された現場に行くか、普段、わからないような状態になっております。

牛込消防署の職員130名いるのですが、130名の署員については、管内の地理の調査を行い、住所についてかなりわかっているんですけど、当然ながら他署の人間は、なかなかわからない、というのが現実でございます。

ですから、こういった形で、建物に番号が振られると、かなり我々は楽になります。

ただ、今はですね、今はどうやっているかという、たとえば、家族の方に出してもらったりとか、ここですよー、と手を挙げてもらったりとか、そういう時には行けますけど、なかなかわからない場合も中にはございます。

それが現状でございます。

ただ、火事の場合にはですね、不都合はそんなにない、というのは、本当に燃えているときには、煙も上がってますから、わかります。

煙は出てるし、火もまわっていればそこに行きますので、それは、今までと変わらず対応しますので、そこは大丈夫でございます。

救急の方は、建物に番号があれば、我々としては、助かります。

以上ですが、消防署側の意見として申し上げます。

●委員

はい。

今までいろんな住居表示の作業を通してですね、平成25年の4月に新宿区における住居表示の実施基準というのを改正したんですよ。

これはですね、いままでの作業を通して、現行法規では対応が難しいとか、そういうのがあったと。不具合があった。

で、これを、それ以上にスムーズにするために、恐らく、改正したんだと思うんですよ。

で、その25年4月のこの改正を後に本塩町、今の四谷本塩町をやったというに思うんですけども、四谷、四谷本塩町でやったことを学習して、また、薬王寺について、実施基準を多少、いじることがあってもいいと思うんですけども、そこらへんはいかがでしょうか。

●事務局

はい。委員のご指摘のように、平成25年4月に新宿区の住居表示実施基準を改正しました。

その主な内容は、基本的に住居表示は、道路や河川、水路といった、恒久的な地物で、町の堺を区切りましょうというのがルールなのですが、新宿区の未実施地域の町境は、そういう恒久的な地物で区切られてないため、どうするか、というところでした。

実施基準の改正により、必ずしも、道路ではなくて、これまでの町のコミュニティや、歴史的経緯を鑑みて、そうしたものを考慮しながら、現在のある町境をそのまま住居表示実施時の町境としてもいいよ、というような理由から改正しました。

現在は、より柔軟性を持たせたルール、実施基準にしておりますので、薬王寺町の町境は、今後、皆様の地元審議会の方の議論を踏まえて、どういった形で決めていくかということになればという風に思います。

●委員

すみません、先ほどの話に戻ってしまうのですが。

住居表示の実施のメリットを強調していますが、あまり具体性がなく、変更した結果を客観的な数値で示すべきだと思います。

たとえば、救急車の到着の短縮時間など、記録があるはずですが。

言葉だけではなく、数値化されたメリットが示されれば、住居表示の実施について多くの方々に理解していただき易くなるのではないのでしょうか。

●事務局

ご意見ありがとうございます。

次回、まだ日程は確定しておりませんが、次回の第1回の地元審議会の中でですね、今戴いたご意見を踏まえて、そうした基礎資料を提示させていただきたいと思えます。

ありがとうございます。

●会長

はい、どうも。委員のご意見、とても皆様の方にわかりやすく、これからの検討会に、取り入れていただいて、地元の人たちによって、検討していただければ、ありがたいと思えます。

それでは、お忙しいなか参加いただきまして、本当にありがとうございます。

よろしいでしょうか。

はい。

では、これで終了させていただきます。

●委員

すみません。

ちょっと、幾つかお願いがあるんですけども、よろしいでしょうか。

●会長

はい。

●委員

議事録はどういう風な形で残るのでしょうか。

●事務局

議事録は本日、基本のご発言いただいた内容、それから、私どもがお答えした内容というの、議事録として残します。

そして、皆様にお届けするという形です。

●委員

それから、2番目なんですけど、地図などの資料については正確なものを使用していきたい。

●事務局

はい。わかりました、申し訳ございません。

その件については後ほど、個別に伺いますので、よろしく願いいたします。

●会長

それでは、今後の地元の審議会での検討にあたっては、学識経験者の委員に、専門的な立場から助言などをいただければ、地元審議会でも非常に有意義な検討が行われると思いますので、委員、お願いできますか。

●委員

はい、どの程度お役に立てるかわかりませんが。

私自身はですね、実は、新宿生まれの新宿育ちでございますので、それで、随分、迷子や、お年寄りの方を、住所を言ってくれば、あるいは、住所をぶら下げていけば、お届けできる、というか、いたしました。

昔の住所、もちろん、個人の財産としての番号、番地ですね。それとは別ですから、わかりやすくそこへ行けるという番号ですから、それで、お年寄りの方が

つけている場所は、どの辺ということが見当がつきます。

このルールが、ほぼ同じルールで行っておりますから、それで、わかんない時には、近所まで行ってちょっと伺うと、近所の方だとよく番号の付け方をわかる、そういうことがございました。

都内の随分あちこちで、うろうろしているお年寄り、どうも、人のことをお年寄りと言えないんですけどね、自分の年齢もありますけど。

ただ、これは、住居表示が行われているからお連れ出来る。

本当は交番に連れてって、お渡しちゃうのが一番早んですけど、ご近所だったらお家に連れてっちゃう方が早いわけです。

大分そこは、経験いたしました。

それと、先ほどお話があった歴史や、それから、そのコミュニティを壊さない、これものすごく大事だと思いますので、その辺のところ、まあ、経験という程のものではございませんけども……ちょっと、ご一緒に、顔だけ出させていただいて、ご無理なところ、私にもわからないところは沢山あると思いますので、ご一緒に考えたい、そんな風に思っております。

よろしくお願ひしたいと思っております。

●会長

はい。どうもありがとうございました。

基本委員の皆様は、住居表示審議会について、終了したいと思っておりますので、よろしいでしょうか。

はい。どうもありがとうございます。

皆さま、お忙しい中、参加いただきまして、本当にありがとうございました。

午後3時閉会